

# 参 考 资 料

# (1) 自衛官の応募者・採用者数等の推移

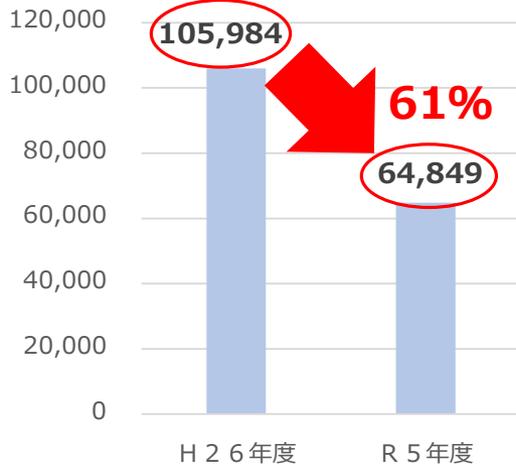
- 様々な施策を実施してきたものの、我が国の人口が減少する中で、自衛官の応募・採用者数は大幅に減少。特に、2土（自衛官候補生・一般曹候補生）の採用が極めて厳しく中途退職者も増加。
- 警察・消防も含め、公務員全体の募集環境が厳しくなる中、離島・へき地を含め、引越しを伴う転勤の多い自衛官の採用は更に厳しい状況。

### 募集対象者人口の推移 (18歳～32歳)



【出典】H6年度は総務省統計局「人口推計（年齢（各歳）、男女別人口（各年10月1日現在）総人口）」、R6年度及びR36年度は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」による。

### 自衛官等の応募者数の推移



※ 複数の試験種目を併願又は複数回受験する者がいるため延べ人数。

### 自衛官等の採用者数

	区分	計画数	採用人数	対計画比
R4年度	一般曹候補生	6,980	6,132	88%
	自衛官候補生	9,245	3,988	43%
	その他	1,621	1,638	101%
	<b>合計</b>	<b>17,846</b>	<b>11,758</b>	<b>66%</b>
R5年度	一般曹候補生	7,230	4,969	69%
	自衛官候補生	10,628	3,221	30%
	その他	1,740	1,769	102%
	<b>合計</b>	<b>19,598</b>	<b>9,959</b>	<b>51%</b>

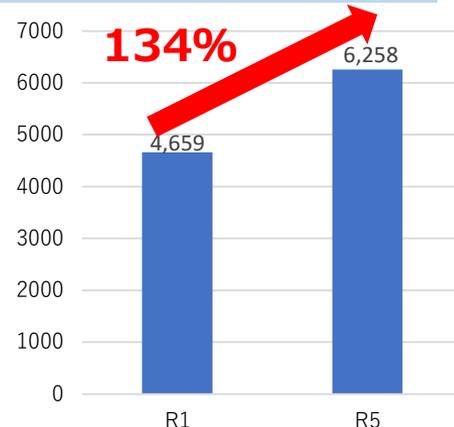
### 自衛官候補生の採用状況



### 一般曹候補生の採用状況



### 自衛官の中途退職者数の推移



## 関係省庁や各種業界とのこれまでの連携

業界名 (省庁名)	時 期	連 携 状 況 等
建設業 (国土交通省)	平成26年7月	・防衛省及び国土交通省（連名）から建設事業者団体に対し、 <u>退職自衛官の雇用促進及び予備自衛官等の雇用拡大について協力を要請する文書を発出</u>
物流業 (国土交通省)	平成27年3月	・防衛省及び国土交通省（連名）から物流事業者団体に対し、 <u>退職自衛官の雇用促進及び予備自衛官等の雇用拡大について協力を要請する文書を発出</u>
農業・ 林業・漁業 (農林水産省)	平成30年度～	・就業を希望する任期制自衛官の再就職を支援するため、防衛省及び農林水産省で連携し、合同企業説明会にて、就業相談に関するブースを設置
農業 (農林水産省)	令和元年度～	・防衛省及び農林水産省で連携し、農業分野への再就職支援施策（業務説明やインターンシップ（職業体験）等）を実施
警備業 (警察庁)	令和5年12月	・防衛省及び全国警備業協会との間で、 <u>警備業と自衛隊の人材確保についての連携に関する申合せを締結</u> （防衛省人事教育局長・一般社団法人全国警備業協会）
自動車 運送業等 (国土交通省)	令和6年6月	・防衛省及び国土交通省並びに自動車運送業者等関係団体(バス、タクシー、トラック、自動車整備)との間で、 <u>自動車運送業等及び自衛隊の人材確保についての連携に関する申合せを締結</u> （防衛省人事教育局長・国土交通省大臣官房公共交通政策審議官・同省物流自動車局長・公益財団法人日本バス協会 等）
海運業・ 漁業等 (内閣府、水産庁、 国土交通省)	令和6年7月	・内閣府、水産庁、国交省との連名による <u>退職する海上自衛官の海技人材としての活用について協力依頼文を発出</u>



## 公的部門への活用に係る関係省庁とのこれまでの連携

省 庁 名	時 期	連 携 状 況 等
内閣府 総務省	平成27年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災の知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明する制度を創設。地方公共団体が「地域防災マネージャー」を採用する場合、採用・配置に係る経費を特別交付税として交付。</li> <li>・ 防衛省と内閣府が連携し、自衛官については、自衛隊内での教育や災害派遣の勤務経験を考慮して、「地域防災マネージャー」の証明取得の容易化を実施。</li> </ul>
海上保安庁	平成30年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上保安庁航空基地で勤務する航空機職員について、<u>技能（整備、通信、ヘリパイロット）を有する定年退職自衛官を対象とした選考採用を海上保安庁で実施（累計：59名）</u></li> </ul>
法務省 (矯正局)	平成30年度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防衛省と法務省（矯正局）が連携し、毎年2回（4月、10月を基準）、法務省矯正官署において、<u>定年退職自衛官（主に1尉から1曹）を定年退職前の出向により矯正職員として採用（累計：137名）</u></li> </ul>
警察庁	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>福岡及び沖縄県警で勤務する大型ヘリの操縦士について、操縦技能を有する定年退職自衛官を対象とした選考採用を両県警本部で実施【令和元年度～2年度】</u></li> <li>・ 退職予定任期制自衛官に対する合同企業説明会への都道府県警察の参加等</li> </ul>
消防庁	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>防衛省と消防庁との間で定年退職自衛官を消防防災ヘリコプター操縦士等として活用することなどの申合せを締結（防衛省人事教育局長・総務省消防庁次長）【令和3年12月】</u></li> <li>・ 退職予定任期制自衛官の消防吏員への活用（任期修了証明の交付、採用説明会の参加等）</li> </ul>

（※採用人数は、令和6年11月1日時点）

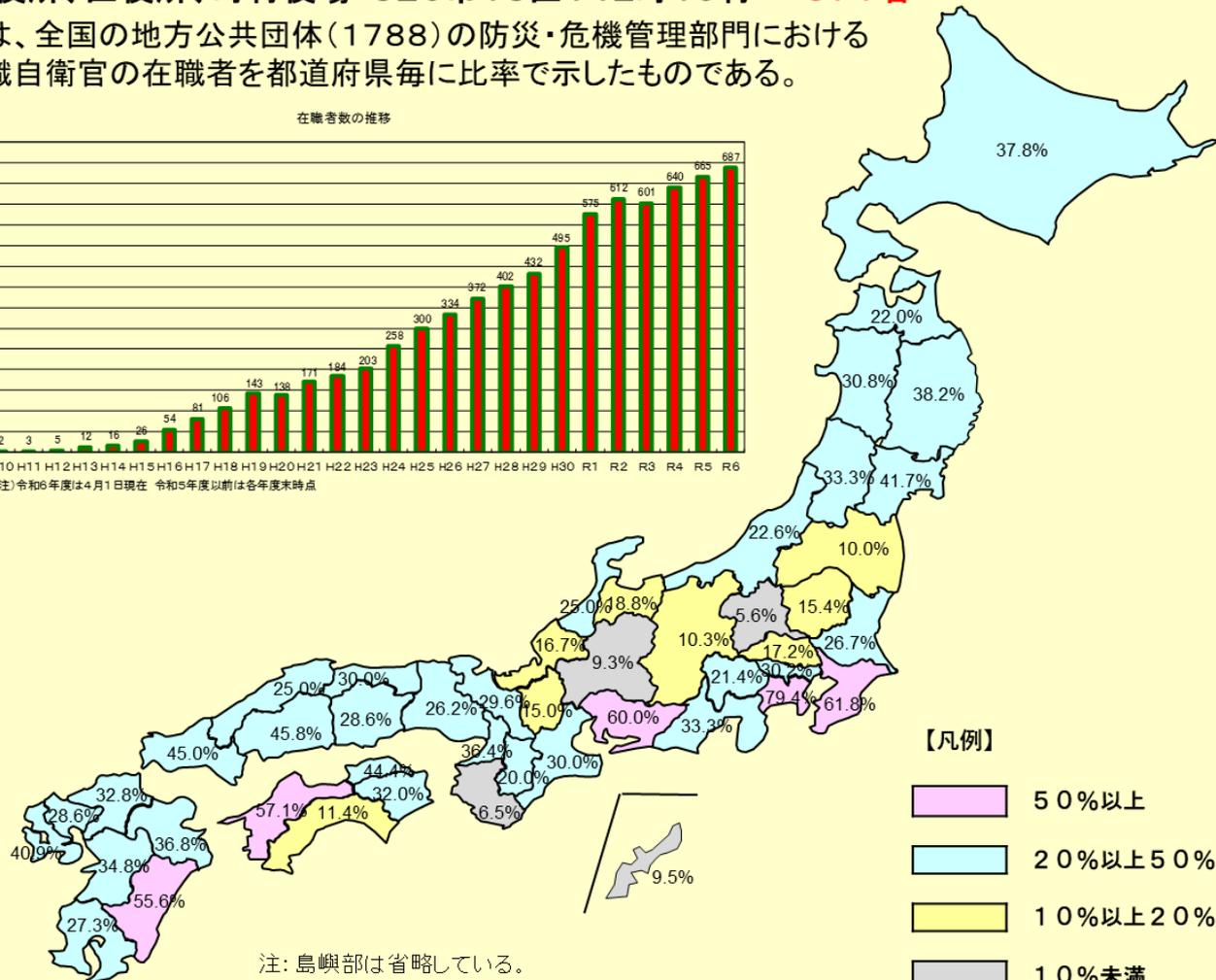
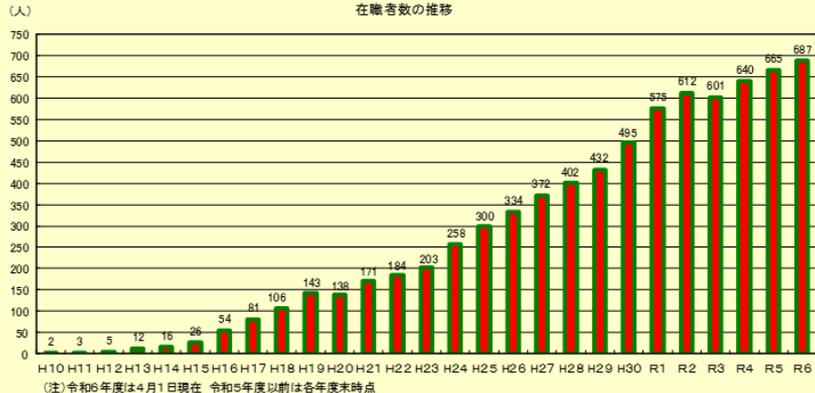
# 地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官の在職状況(令和6年4月1日現在)

令和6年4月1日現在、全国の地方公共団体の防災・危機管理部門に**687名**の退職自衛官が在職

- (1) 都道府県庁 1都1道2府43県(全ての都道府県) **116名**
- (2) 市役所、区役所、町村役場 326市13区142町10村 **571名**

図は、全国の地方公共団体(1788)の防災・危機管理部門における退職自衛官の在職者を都道府県毎に比率で示したものである。

在職者数の推移



【凡例】

- 50%以上
- 20%以上50%未満
- 10%以上20%未満
- 10%未満

都道府県別地方公共団体の防災・危機管理部門における退職自衛官在職状況

都道府県	地方公共団体数※1	退職自衛官在職地方公共団体数※2	割合
北海道	180	68	37.8%
青森県	41	9	22.0%
岩手県	34	13	38.2%
宮城県	36	15	41.7%
秋田県	26	8	30.8%
山形県	36	12	33.3%
福島県	60	6	10.0%
茨城県	45	12	26.7%
栃木県	26	4	15.4%
群馬県	36	2	5.6%
埼玉県	64	11	17.2%
千葉県	55	34	61.8%
東京都	63	19	30.2%
神奈川県	34	27	79.4%
新潟県	31	7	22.6%
富山県	16	3	18.8%
石川県	20	5	25.0%
福井県	18	3	16.7%
山梨県	28	6	21.4%
長野県	78	8	10.3%
岐阜県	43	4	9.3%
静岡県	36	12	33.3%
愛知県	55	33	60.0%
三重県	30	9	30.0%
滋賀県	20	3	15.0%
京都府	27	8	29.6%
大阪府	44	16	36.4%
兵庫県	42	11	26.2%
奈良県	40	8	20.0%
和歌山県	31	2	6.5%
鳥取県	20	6	30.0%
島根県	20	5	25.0%
岡山県	28	8	28.6%
広島県	24	11	45.8%
山口県	20	9	45.0%
徳島県	25	8	32.0%
香川県	18	8	44.4%
愛媛県	21	12	57.1%
高知県	35	4	11.4%
福岡県	61	20	32.8%
佐賀県	21	6	28.6%
長崎県	22	9	40.8%
熊本県	46	16	34.8%
大分県	19	7	36.8%
宮崎県	27	15	55.6%
鹿児島県	44	12	27.3%
沖縄県	42	4	9.5%
合計	1788	538	30.1%

※1「地方公共団体数」は都道府県、市町村及び特別区の合計である。  
 ※2「退職自衛官在職地方公共団体数」は、複数名の在職がある場合も1としている。

※ 本資料は、地方公共団体への聞き取り等により防衛省が把握している状況を記載したものである。

# 航空操縦士資格取得手続の簡素化に係るこれまでの取組

- 飛行経験が豊富な自衛隊定年退職操縦士が航空会社に再就職しやすくするため、資格取得手続の簡素化を実施。
- これにより退職する自衛官が知識・技能・経験を活かした再就職ができる環境を整備。

## ■ 自衛隊操縦士への再就職の円滑化に係るこれまでの取組み

【平成26年度】

① 計器飛行証明取得のための訓練時間等の簡素化

【平成30年度】

② 型式限定（大型機）資格の取得時における実機訓練の免除

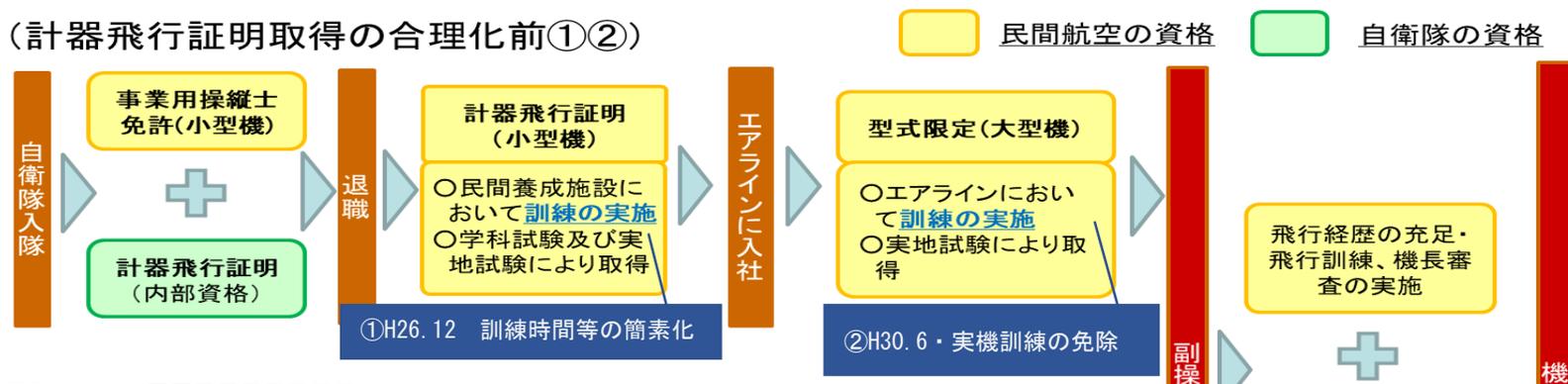
訓練期間及び訓練費用  
が大幅に低減

③ 計器飛行証明の取得の合理化

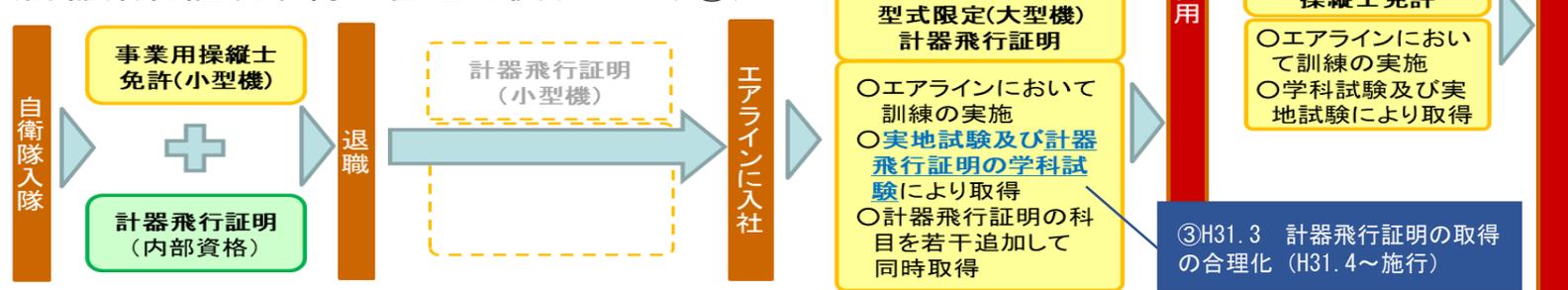
（入社後に会社負担で行う大型機の型式限定の資格試験に併せて、計器飛行証明についても試験が受けられるよう合理化）

## 自衛隊操縦士の資格取得の流れ

（計器飛行証明取得の合理化前①②）



（計器飛行証明取得の合理化後（H31.3）③）



事業用操縦士：  
航空機操縦のために必要な  
基礎的な資格

型式限定：  
航空機の型式ごと（例：  
B777だけ）に試験に合格し、  
取得する必要。

計器飛行証明：  
計器のみに依存して操縦でき  
る資格

# 航空整備士資格について

- 航空機整備士について、自衛隊と民間航空機で整備に係る資格の体系、機種、運用等が異なることから、引き続き精緻な検討により飛行の安全を確保した上で、公的資格の取得の手続きの簡素化を図る。

## 自衛隊の整備士資格

資格の種類に応じた **課程教育の修了及び所要の実務経験年数の経過の要件を満たすことにより資格を付与**

資格の種類	業務範囲	限定事項
一般整備	飛行前後の点検、飛行間の点検、定期検査、発動機交換時の検査、特別検査、受領検査等その他航空機一般の整備を行うこと。	陸海空各幕僚長は、その者の技能に応じ、その者が <b>専門的に整備を行う装置若しくは系統又はとう載装備品を指定</b> する。
特殊整備	航空機の特定の装置又は系統について専門的に整備を行うこと。 (プロペラ関係、油圧関係、計器関係、電気関係、ジェット機関係等)	
とう載装備品整備	航空機のとう載装備品であって航空機の飛行に直接関係のないものについて専門的に整備を行うこと。 (航空無線機、航空電子装備、航法装置、砲塔装置、照準器、火器、写真機等)	

## 民間整備士の国家資格

実務経験を有し、**学科試験及び実地試験への合格により航空機の種類等を限定した資格を付与**

資格の種類	業務範囲	限定事項
一等及び二等 <sup>(※)</sup> 航空整備士	整備をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	<b>航空機の種類、等級、型式</b> (種類：飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船 等級：陸上単発ピストン機、陸上単発タービン機等 型式：ボーイング式777型、ボーイング式747-400型)
一等及び二等 <sup>(※)</sup> 航空運航整備士	保守及び軽微な修理をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	
航空工場整備士	整備又は改造をした航空機について安全性基準への確認の行為を行うこと。	<b>業務の種類</b> (機体構造関係、機体装備品関係、タービン発動機関係等)

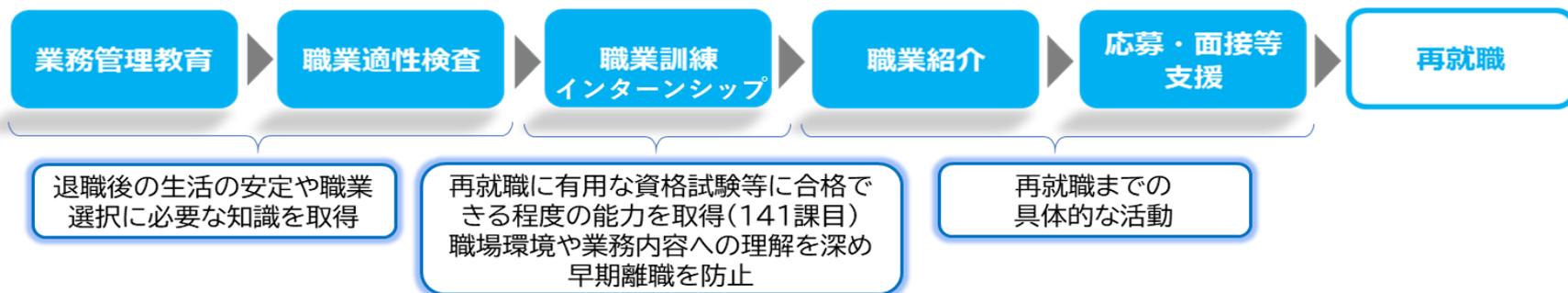
※ 旅客機や大型ヘリコプターについては「一等」資格が必要

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

# 定年退職自衛官に対する再就職支援の取組

●退職後の生活の安定や職業選択に必要な知識を取得させるとともに、再就職に有用な資格の取得に必要な能力や技能の習得につながるよう職業訓練を実施するなどの再就職支援を行っている。

## ■若年定年制自衛官に対する再就職支援（退職3年前より実施）



【参考】求人数（R5実績）自衛隊援護協会  
：約28,000件（援護希望者1人当たり9件）  
令和6年度予算額：約3.6億円（歳出ベース）

## 再就職支援施策として行っている主な職業訓練（令和5年度実績）

区分	訓練課目
自動車運転	●大型自動車 ●普通自動車 ●大型特殊自動車 ●准中型自動車 ●中型自動車
施設機械等運転	●フォークリフト・ショベルローダー ●ボイラー技士 ●車両系建設機械 ●クレーン運転士
電気通信技術	●電気工事士 ●電気主任技術者 ●電気通信設備工事担当者 ●2級海上特殊無線技士
危険物等取扱	●危険物取扱者 ●第3種冷凍機械責任者 ●高圧ガス製造保安責任者
労務等実務	●ドローン操縦士 ●警備員検定 ●運行管理者 ●海技士（3～6級） ●メンタルヘルス・マネジメント ●キャリアコンサルタント
情報処理技術	●マイクロソフトオフィススペシャリスト ●パソコン基礎検定 ●OA機器 ●ITパスポート ●基本・応用情報技術者
社会福祉関連	●介護職員初任者研修 ●介護事務 ●介護福祉士 ●サービス介助士
医療事務関連	●医療事務 ●調剤薬局事務 ●登録販売者
法務等実務	●宅地建物取引士 ●行政書士 ●秘書検定 ●認定コーチ
その他	●防災・危機管理教育 ●ファイナンシャルプランナー ●溶接技能者（ガス・アーク溶接など） ●公務員受験対策講座 ●消防設備士 ●簿記 ●衛生管理者 ●マンション管理士 ●TOEIC ●防火管理者

注）各区分ごとの職業訓練課目名は受講者の多い順で記載

# 若年定年退職者給付金制度

## ■ 制度の概要

項目	概 要
目的	若年定年制から生ずる不利益を補うことにより、未だ出費のかさむ時期に定年を迎える自衛官の退職後の不安を取り除き、士気が高く資質の優れた隊員による自衛隊を維持することを目的とする政策的給付（社会保障である年金、勤続報償である退職手当、年功的性格である恩給とは性格が異なる。）
支給対象者（原則）	自衛官として20年以上勤続し、定年退職した者
支給額	退職時俸給月額を基礎として算定する一時金 【60歳まで】 自衛官の若年定年年齢と60歳との差1年につき退職時俸給月額の6か月分を支給することを基本 ※ 退職後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、退職翌年の所得を踏まえ退職の翌々年の8月に第2回目を支給 【60歳以降】 60歳と一般の国家公務員の定年年齢（定年引上げ後65歳）との差1年につき退職時俸給月額の3.45か月分を支給することを基本 ※ 60歳到達後最初の4月又は10月に第1回目を支給し、61歳の年の所得を踏まえ62歳の年の8月に第2回目を支給

## ■ 若年定年退職者給付金支給額の例

階級	退職時俸給月額	60歳まで		60歳以降	
		算定基礎期間	支給額/年	算定基礎期間	支給額/年
3佐	47万円	3年	280万円	5年	156万円
1尉	44万円	4年	264万円	5年	149万円
曹長	42万円	4年	250万円	5年	141万円

注1：退職時俸給月額は、令和5年度第1回目支給対象者の退職時平均俸給月額（令和4年9月調査）である。

注2：60歳までの算定基礎期間は、自衛官の若年定年年齢（令和6年10月1日時点）と60歳との差の年数であり、60歳以降の算定基礎期間は、60歳と定年引上げ後の一般の国家公務員の定年年齢である65歳との差の年数である。

注3：支給額は、所得による支給額の調整等がない場合である。